



# 宮 崎 県 公 報

平成26年3月31日(月曜日)号外 第20号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

規 則	頁
○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 1	

## 規 則

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成26年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第20号

#### 宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(取扱手数料)</p> <p>第32条の10 知事は、収納計器取扱人に対し、売り渡した始動票札の額面金額の合計額から誤表示金額を控除した額の <u>1,000分の9.45</u>に相当する金額を、取扱手数料として交付するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(不動産取得税の減額等)</p> <p>第55条 所長は、法第73条の2第6項、第73条の24第1項(同項第1号に該当する場合に限る。)、同条第2項(同項第1号に該当する場合に限る。)<u>若しくは第73条の27の2第1項の規定によって減額し、法第73条の27の3第1項、第73条の27の4第1項、第73条の27の5第1項若しくは第73条の27の6第1項の規定により免除し、又は法第73条の2第7項、第73条の27第1項、第73条の27の2第3項、第73条の27の3第4項、第73条の27の4第2項、第73条の27の5第3項若しくは第73条の27の6第2項の規定により還付する場合においては、当該不動産の取得者に対し、不動産取得税減額(免除・還付)申請書(別記様式第156号)の提出を求めなければならない。</u></p> <p>(自動車税の減免)</p> <p>第84条の3 条例第64条の2、第64条の3、第65条又は第66条の規定による自動車税の減免については、当該自動車税の税額の全部を免除するものとする。ただし、条例第64条の2の規定による自動車税の減免については、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額(自動車税の賦課期日以後に納税義務が発生した者にとってはその発生した月の翌月から、同期日以後に納税義務が消滅した者にとってはその消滅した月までの月割をもって計算した額に相当する額)を上限として減免する。</p> <p>(1) <u>条例附則第12条第1項の適用を受ける自動車 49,500円</u></p>	<p>(取扱手数料)</p> <p>第32条の10 知事は、収納計器取扱人に対し、売り渡した始動票札の額面金額の合計額から誤表示金額を控除した額の <u>1,000分の9.72</u>に相当する金額を、取扱手数料として交付するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(不動産取得税の減額等)</p> <p>第55条 所長は、法第73条の2第6項、第73条の24第1項(同項第1号に該当する場合に限る。)、同条第2項(同項第1号に該当する場合に限る。)、<u>第73条の27の2第1項若しくは第73条の27の3第1項の規定によって減額し、法第73条の27の4第1項、第73条の27の5第1項、第73条の27の6第1項若しくは第73条の27の7第1項の規定により免除し、又は法第73条の2第7項、第73条の27第1項、第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第4項、第73条の27の5第2項、第73条の27の6第3項若しくは第73条の27の7第2項の規定により還付する場合においては、当該不動産の取得者に対し、不動産取得税減額(免除・還付)申請書(別記様式第156号)の提出を求めなければならない。</u></p> <p>(自動車税の減免)</p> <p>第84条の3 条例第64条の2、第64条の3、第65条又は第66条の規定による自動車税の減免については、当該自動車税の税額の全部を免除するものとする。ただし、条例第64条の2の規定による自動車税の減免については、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額(自動車税の賦課期日以後に納税義務が発生した者にとってはその発生した月の翌月から、同期日以後に納税義務が消滅した者にとってはその消滅した月までの月割をもって計算した額に相当する額)を上限として減免する。</p> <p>(1) <u>条例附則第12条第1項の適用を受ける自動車 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p>

<p>(2) [略] 2～6 [略]</p>	<p>ア <u>トラック及び特種用途車でトラックに類するもの並びにバス及び特種用途車でバスに類するもの</u> 49,500円 イ <u>アに掲げる自動車以外の自動車</u> 51,700円 (2) [略] 2～6 [略]</p>
----------------------------	---

別記様式第37号を次のように改める。

様式第37号 (第23条関係)

納 税 証 明 請 求 書

年 月 日

宮崎県 県税・総務事務所長 殿

納税者

住所 (所在地)	委任欄  私は、右記の者を 代理人と定め、納税 証明書の請求及び受 領に関する権限を委 任します。  (同意の印)	(代理人) 住所  氏名  印
フリガナ		
氏名 (名称)		
電話番号		

※ 法人の場合は、代表者名まで記載し、代表者印を押印してください。  
 ※ 代理人が請求する場合は、委任状が必要です。ただし、委任欄を利用する場合は不要です。

下記のとおり、納税証明書の交付を請求します。

請求事項

証明の種類	税 目	実績年月等
1 県税の未納がないこと	<input type="checkbox"/> 全税目 (ただし、個人県民税及び地方消費税を除く。)	/
	<input type="checkbox"/> 法人県民税	
	<input type="checkbox"/> 法人事業税及び地方法人特別税	
	<input type="checkbox"/> 個人事業税	
	<input type="checkbox"/> 自動車税	
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
2 税額、納付(納入)額、未納額	<input type="checkbox"/> 法人県民税	年 月 日～ 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 法人事業税及び地方法人特別税	年 月 日～ 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 個人事業税	年度 ～ 年度
	<input type="checkbox"/> 自動車税	登録番号：(宮崎 ) 年度 ～ 年度
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	年度 ～ 年度
3 その他 ( )		

証明書の使用目的

<input type="checkbox"/> 入札参加資格	<input type="checkbox"/> 経営審査	<input type="checkbox"/> 建設業許可 (申請・更新・変更)
<input type="checkbox"/> 県営住宅入居	<input type="checkbox"/> 補助金申請 ( )	
<input type="checkbox"/> その他 ( )		

請求枚数

	枚
--	---

(収入証紙貼付欄)

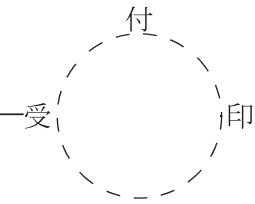
※ 県税・総務事務所使用欄

決 裁	所 長	課 長	担 当 リ-ダ-	担 当 者

手 数 料	円	交付番号	
(本人確認欄)			
<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 写真付き公的証明書 ( )		
<input type="checkbox"/> 健康保険証	<input type="checkbox"/> その他 ( )		
識別番号等		<input type="checkbox"/> 委任状	

別記様式第 135号を次のように改める。

様式第 135号

	<p>徴 収 引 継 書</p>
年 月 日	
県税・総務事務所長 殿 市 町 村 長	
市 町 村 長 印 県税・総務事務所長	
地方税法第48条第3項の規定により、下記のとおり個人の県民税に係る徴収金について、その徴収を引き継ぎます。	
地方税法第48条第1項の 期間	年 月 日から 年 月 日まで
徴収の引継ぎをする個人 の県民税及び市町村民税 に係る徴収金	円 内訳 別添のとおり
備 考	
年 月 日	
市 町 村 長 殿 県税・総務事務所長	
県税・総務事務所長 印 市 町 村 長	
上記のとおり引き受けました。	

- (注 意)
- 1 内訳として一覧表及び個票を添付した上、2部作成すること。
  - 2 引継ぎを受けた者は、2部とも押印の上、1部を返送すること。

別記様式第 137号中

「 税 額 の 内 訳 」	現 年 課税分	名分	円
	滞 納 繰越分	名分	円
	計	名分	円

を

「 内 訳 」		税 額	延滞金額	加算金額
	現 年 課税分	円	円	円
	滞 納 繰越分	円	円	円

に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																						
<p>様式第 156号 (その 3) (第55条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>地方税法第73条の27の2第1項(第3項)の規定に該当しますので、下記のとおり不動産取得税の減額(還付)をしてください。なお、別紙証明書を添付します。</td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	地方税法第73条の27の2第1項(第3項)の規定に該当しますので、下記のとおり不動産取得税の減額(還付)をしてください。なお、別紙証明書を添付します。	[略]	<p>様式第 156号 (その 3) (第55条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>地方税法第73条の27の3第1項(第3項)の規定に該当しますので、下記のとおり不動産取得税の減額(還付)をしてください。なお、別紙証明書を添付します。</td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	地方税法第73条の27の3第1項(第3項)の規定に該当しますので、下記のとおり不動産取得税の減額(還付)をしてください。なお、別紙証明書を添付します。	[略]																																																
[略]																																																							
地方税法第73条の27の2第1項(第3項)の規定に該当しますので、下記のとおり不動産取得税の減額(還付)をしてください。なお、別紙証明書を添付します。																																																							
[略]																																																							
[略]																																																							
地方税法第73条の27の3第1項(第3項)の規定に該当しますので、下記のとおり不動産取得税の減額(還付)をしてください。なお、別紙証明書を添付します。																																																							
[略]																																																							
<p>様式第 156号 (その 4) (第55条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>地方税法第73条の27の3第1項(第4項)の規定に該当しますので、下記のとおり不動産取得税の免除(還付)をしてください。なお、別紙証明書を添付します。</td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	地方税法第73条の27の3第1項(第4項)の規定に該当しますので、下記のとおり不動産取得税の免除(還付)をしてください。なお、別紙証明書を添付します。	[略]	<p>様式第 156号 (その 4) (第55条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>地方税法第73条の27の4第1項(第4項)の規定に該当しますので、下記のとおり不動産取得税の免除(還付)をしてください。なお、別紙証明書を添付します。</td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	地方税法第73条の27の4第1項(第4項)の規定に該当しますので、下記のとおり不動産取得税の免除(還付)をしてください。なお、別紙証明書を添付します。	[略]																																																
[略]																																																							
地方税法第73条の27の3第1項(第4項)の規定に該当しますので、下記のとおり不動産取得税の免除(還付)をしてください。なお、別紙証明書を添付します。																																																							
[略]																																																							
[略]																																																							
地方税法第73条の27の4第1項(第4項)の規定に該当しますので、下記のとおり不動産取得税の免除(還付)をしてください。なお、別紙証明書を添付します。																																																							
[略]																																																							
<p>様式第 156号 (その 5) (第55条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>地方税法第73条の27の4第1項(第2項)・第73条の27の5第1項(第2項)・第73条の27の6第1項(第2項)の規定に該当しますので、下記のとおり不動産取得税の免除(還付)をしてください。なお、別紙証明書を添付します。</td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	地方税法第73条の27の4第1項(第2項)・第73条の27の5第1項(第2項)・第73条の27の6第1項(第2項)の規定に該当しますので、下記のとおり不動産取得税の免除(還付)をしてください。なお、別紙証明書を添付します。	[略]	<p>様式第 156号 (その 5) (第55条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>地方税法第73条の27の5第1項(第2項)・第73条の27の6第1項(第2項)・第73条の27の7第1項(第2項)の規定に該当しますので、下記のとおり不動産取得税の免除(還付)をしてください。なお、別紙証明書を添付します。</td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	地方税法第73条の27の5第1項(第2項)・第73条の27の6第1項(第2項)・第73条の27の7第1項(第2項)の規定に該当しますので、下記のとおり不動産取得税の免除(還付)をしてください。なお、別紙証明書を添付します。	[略]																																																
[略]																																																							
地方税法第73条の27の4第1項(第2項)・第73条の27の5第1項(第2項)・第73条の27の6第1項(第2項)の規定に該当しますので、下記のとおり不動産取得税の免除(還付)をしてください。なお、別紙証明書を添付します。																																																							
[略]																																																							
[略]																																																							
地方税法第73条の27の5第1項(第2項)・第73条の27の6第1項(第2項)・第73条の27の7第1項(第2項)の規定に該当しますので、下記のとおり不動産取得税の免除(還付)をしてください。なお、別紙証明書を添付します。																																																							
[略]																																																							
<p>様式第 159号 (第56条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">不動産価格決定通知書</td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>建築種別</td> <td>新 増 改 移</td> <td>新 増 改 移</td> <td>新 増 改 移</td> <td>新 増 改 移</td> </tr> <tr> <td>構 造</td> <td>木・骨・鉄 ブ・プレ・ ㄥ</td> <td>木・骨・鉄 ブ・プレ・ ㄥ</td> <td>木・骨・鉄 ブ・プレ・ ㄥ</td> <td>木・骨・鉄 ブ・プレ・ ㄥ</td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	不動産価格決定通知書					[略]	建築種別	新 増 改 移	新 増 改 移	新 増 改 移	新 増 改 移	構 造	木・骨・鉄 ブ・プレ・ ㄥ	木・骨・鉄 ブ・プレ・ ㄥ	木・骨・鉄 ブ・プレ・ ㄥ	木・骨・鉄 ブ・プレ・ ㄥ	[略]	<p>様式第 159号 (第56条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">不動産価格通知書</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">市町村長 殿</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: right;">県税・総務事務所長</td> </tr> <tr> <td colspan="5">地方税法第73条の21第3項の規定により、下記のとおり通知します。</td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>建築種別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>構 造</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p>(注意) 1 建築種別の欄には、新築、増築、改築又は移築の別を記入すること。</p>	不動産価格通知書					年 月 日					市町村長 殿					県税・総務事務所長					地方税法第73条の21第3項の規定により、下記のとおり通知します。					[略]	建築種別					構 造					[略]
不動産価格決定通知書																																																							
[略]																																																							
建築種別	新 増 改 移	新 増 改 移	新 増 改 移	新 増 改 移																																																			
構 造	木・骨・鉄 ブ・プレ・ ㄥ	木・骨・鉄 ブ・プレ・ ㄥ	木・骨・鉄 ブ・プレ・ ㄥ	木・骨・鉄 ブ・プレ・ ㄥ																																																			
[略]																																																							
不動産価格通知書																																																							
年 月 日																																																							
市町村長 殿																																																							
県税・総務事務所長																																																							
地方税法第73条の21第3項の規定により、下記のとおり通知します。																																																							
[略]																																																							
建築種別																																																							
構 造																																																							
[略]																																																							

様式第 160号（その 1）（第56条関係）

[略]		
[略]		
下記の不動産の取得については、地方税法 の規定の適用を受けることとなりますので、 当該規定の適用を受ける日までの期間については、 <u>下記の不動産</u> に係る不動産取得税は徴収猶予してください。		
[略]		
[略]		
取得 予定 の 住 宅	[略]	[略]
	取 得 予 定 既 存 住 宅 等	
[略]		

2 構造の欄には、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等、家屋の構造を記入すること。

様式第 160号（その 1）（第56条関係）

[略]		
[略]		
下記の不動産の取得については、地方税法 の規定の適用を受けることとなりますので、 当該規定の適用を受ける日までの期間については、 <u>当該不動産</u> に係る不動産取得税は徴収猶予してください。		
[略]		
[略]		
取得 予定 の 住 宅	[略]	[略]
	取 得 予 定 耐 震 基 準 適 合 既 存 住 宅 等	
[略]		

別記様式第 160号（その 1）の次に次の 1 様式を加える。

様式第 160号 (その 1 の 2)

不 動 産 取 得 税 徴 収 猶 予 申 告 書

付  
受 印

県税・総務事務所長 殿 年 月 日		申 告 者	住(居)所 (所在地)				
			氏 名 (名 称)	印			
下記の不動産の取得については、地方税法第73条の27の2の規定の適用を受けることとなりますので、当該規定の適用を受ける日までの期間については、当該不動産に係る不動産取得税の徴収を猶予してください。 宮崎県税条例第41条の2の規定により、別紙証明書を添えて申告します。							
取得した不動産に係る不動産取得税				徴 収 猶 予 申 告 額			
年 度	納税通知書番号	税 額		<input style="width: 100%; height: 100%;" type="text"/> 円			
年度	第 号	円					
取得した耐震基準不適合既存住宅等	取得年月日	種 類	構 造	床面積	家屋番号	新築年月日	備考
	・ ・	専用住宅 併用住宅 そ の 他 ( )		m <sup>2</sup>		・ ・	
耐震基準適合証明書の取得予定日			年 月 日				
審 査	該 当・非該当 審査者		(印)	備 考			
処 理	収 税 原 簿 搭 載	申 告 者 へ の 通 知					
・ ・	(印)	・ ・ (印)					

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第 160号（その 2）（第56条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>下記の不動産は、収用されるべき（譲渡する）不動産の代替として取得したものですから、<u>地方税法第73条の27の2第1項の規定の適用を受けることとなりますので、当該規定の適用を受ける日までの期間については、<u>下記の不動産に係る不動産取得税は徴収猶予してください。</u></u></p> <p>宮崎県税条例第41条の2の規定によって、別紙証明書を添えて申告します。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第 160号（その 2）（第56条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>下記の不動産は、収用されるべき（譲渡する）不動産の代替として取得したものですから、<u>地方税法第73条の27の3第1項の規定の適用を受けることとなりますので、当該規定の適用を受ける日までの期間については、<u>当該不動産に係る不動産取得税の徴収を猶予してください。</u></u></p> <p>宮崎県税条例第41条の2の2の規定により、別紙証明書を添えて申告します。</p> <p>[略]</p>
<p>様式第 160号（その 3）（第56条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>下記の譲渡担保財産は、債権の消滅により2年以内に譲渡担保財産の設定者に移転することを約定しておりますので、<u>譲渡担保財産に係る不動産取得税は、地方税法第73条の27の3第1項の規定の適用を受けることとなりますから、当該規定の適用を受ける日までの期間については徴収猶予してください。</u></p> <p>宮崎県税条例第41条の3の規定によって別紙証明書を添えて申告します。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第 160号（その 3）（第56条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>下記の譲渡担保財産は、債権の消滅により2年以内に譲渡担保財産の設定者に移転することを約定しており、<u>地方税法第73条の27の4第1項の規定の適用を受けることとなりますので、当該規定の適用を受ける日までの期間については、<u>当該譲渡担保財産に係る不動産取得税の徴収を猶予してください。</u></u></p> <p>宮崎県税条例第41条の3の規定により、別紙証明書を添えて申告します。</p> <p>[略]</p>
<p>様式第 160号（その 4）（第56条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>下記の不動産は、地方税法第73条の27の4第1項の規定の適用を受けることとなりますので、当該規定の適用を受ける日までの期間については、<u>下記の不動産の取得に係る不動産取得税は徴収猶予してください。</u></p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>様式第 160号（その 4）（第56条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>下記の不動産は、地方税法第73条の27の5第1項の規定の適用を受けることとなりますので、当該規定の適用を受ける日までの期間については、<u>当該不動産の取得に係る不動産取得税の徴収を猶予してください。</u></p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>
<p>様式第 160号（その 5）（第56条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>下記の土地は、農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業の実施により取得したもので、取得の日から5年以内に当該事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は<u>同項第3号に掲げる事業の実施により現物出資するものです。したがって、地方税法第73条の27の5第1項の規定の適用を受けることとなりますので、当該規定の適用を受ける日までの期間については、<u>下記の土地の取得に係る不動産取得税の徴収を猶予してください。</u></u></p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>様式第 160号（その 5）（第56条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>下記の土地は、農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号ロに規定する農地売買等事業の実施により取得したもので、取得の日から5年以内に当該事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は<u>同法第7条第3号に掲げる事業の実施により現物出資するものです。したがって、地方税法第73条の27の6第1項の規定の適用を受けることとなりますので、当該規定の適用を受ける日までの期間については、<u>当該土地の取得に係る不動産取得税の徴収を猶予してください。</u></u></p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>
<p>様式第 160号（その 6）（第56条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>下記の土地は、土地改良法第53条の3第1項又は第53条の3の2第1項（これらの規定を旧独立行政法人緑資源機構法第16条第2項又は独立行政法人森林総合研究所法附則第11条第3項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農</p>	<p>様式第 160号（その 6）（第56条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>下記の土地は、土地改良法第53条の3第1項又は第53条の3の2第1項に規定する換地計画により取得したもので、取得の日から2年以内に譲渡するものです。したがって、地方税法第73条の27の7第1項の規定の適用を受けることとなり</p>



用地整備公団法第23条第2項において準用する場合を含む。  
 )に規定する換地計画により取得したもので、取得の日から  
 2年以内に譲渡するものです。したがって、地方税法第73条  
 の27の6第1項の規定の適用を受けることとなりますので、  
 当該規定の適用を受ける日までの期間については、下記の土  
 地の取得に係る不動産取得税の徴収を猶予してください。

[略]

[略]

ますので、当該規定の適用を受ける日までの期間については  
 、当該土地の取得に係る不動産取得税の徴収を猶予してくだ  
 さい。

[略]

[略]

様式第 225号 (第 103条関係)

(表)

[略]

(裏)

(注)

1～4 [略]

5 職業欄は、『狩猟者登録申請書』の『(6)職業』と一致する  
 こと。

[略]

様式第 225号 (第 103条関係)

(表)

[略]

(裏)

(注)

1～4 [略]

5 職業欄は、『狩猟者登録申請書』の『(7)職業』と一致する  
 こと。

[略]

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(取扱手数料に関する経過措置)

2 この規則による改正後の宮崎県税条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第32条の10第1項の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後における収納計器取扱人の押印業務に係る取扱手数料から適用し、施行日前における同人の押印業務に係る取扱手数料については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 改正後の規則中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

4 改正後の規則第84条の3の規定は、平成27年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成26年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(用紙に関する経過措置)

5 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

